

入善町は あなたのやる気を応援します

入善で住む



介護で働く

入善町外に2年以上お住まいの方で、入善町へ転居し、町内の指定介護サービス事業所に介護職員として就業する方に、奨励支援金を支給します。

町外からの転入（県内） 10万円
（県外） 20万円 (※)

Uターン
Iターンも
大歓迎

(※) 申請者が介護サービス事業所に就職した日又は転勤となった日から起算して3年以内に町外へ転出、又は、退職、若しくは、町外の介護サービス事業所に転勤になったときは、支援金の返還の必要があります。

【対象となる方】

- ① 平成 29 年4月1 日以後に町内の介護サービス事業所に介護職員として就職した方または、町外から町内の介護サービス事業所に転勤になった方
- ② 雇用日前3カ月から雇用日後3カ月までの間に入善町に住所を移し、現に居住している方（転入日は平成 29 年4月1 日以後）
- ③ 介護サービス事業所に直接雇用されている方で、社会保険の被保険者となっており雇用期間の定めのない方
- ④ 転入前の住所地において、市町村税の滞納のない方
- ⑤ 過去にこの奨励金の交付を受けたことのない方

【申請期限】

就職または転勤により、町内の介護サービス事業所に就労した日から起算して3カ月以内

【手続き】

入善町介護職員移住定住促進奨励支援金交付申請書兼請求書に下記の書類を添付の上、ご提出ください。

- 住民票
- 就労証明書
- 労働条件通知書及び雇用契約書の写し
- 前住所地の完納証明書（税納税証明書）または非課税証明書



詳しくは、下記の電話またはQRコードから
お問合せください。

入善町 保険福祉課 高齢福祉係

☎ 0765-72-1845(直通)



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

